

医療安全管理、院内感染防止対策を学ぶ 施設基準対応研修会に27名参加



講師の上條英之氏(中央奥)

9月1日、県保険医協会は歯科施設基準対応研修会として歯科外来診療環境体制加算(外来環)、院内感染防止対策(歯科初診料の注1)に係る研修会を松本市駅前会館で開催した。東京歯科大学歯科社会保障学教授の上條英之氏が歯科外来診療環境体制加算の施設基準に係る研修会、宮沢裕夫保険医協会会長が院内感染防止対策研修会の講師を務め、それぞれの研修会に会員が27名ずつ参加した。

第一部の外来環に係る研修会では、偶発症に対する緊急時対応、医療事故などの医療安全対策に関する内容などについて講習を行った。医療過誤とは医療事故の一類型であり、医療従事者が医療の遂行において、医療的準

則に違反して患者に被害を発生させた行為を指す。上條氏は「観血的処置が多い歯科医療機関では患者だけでなく、医療従事者に対しても医療安全対策を講じることが重要だ」と強調した。講演の中では、1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300のヒヤリ・ハットが存在するとする「ハイリッヒの法則」が紹介され、日頃から「ヒヤリ・ハット事例報告書」を用いてヒヤリ・ハット事例を記録しておくことが求められるとした。さらに、医療事故の分析方法として「なぜ」を繰り返し、問題を深掘する「なぜなぜ分析」や当事者である人間やそれを取り巻く環境などの5つの要因から分析する「SHELモデル」などを挙げた。

医療安全を進めるためには概ね月に1回の院内ミーティングを開き、医療事故等の分析及び再発防止策の検討、医療事故防止マニュアルや院内感染防止マニュアルの作成や点検などが求め

られるとのこと。

第二部の院内感染防止対策に係る研修会では、スタンダードプリコーション(標準予防策)に基づいた日常診療における具体的な感染予防の流れについて解説が行われた。歯科における標準予防策は、曝露されやすい口腔顔面

領域が治療対象であることや鋭利でさびやすい器具が使われているなどから、確実な消毒・滅菌のためには、十分な洗浄を行い、血液や体液等の有機物による汚れを取り除くことが重要であると指摘された。

『公費負担医療の手引き』説明会 87医療機関154名が参加

県保険医協会では、保団連より7月に発行の『公費負担医療等の手引』をテキストに説明会を開催した。県下4会場(9月11日飯田、12日上田、18日長野、19日松本)で87医療機関154名が参加した。

公費負担医療制度は制度ごとに一部負担金の取扱い、負担割合、診断書等の料金の取扱い等が異なり、また、レセプト請求方法も複雑になるケースがある。説明会では、生活保護の医療扶助(法別12)、小児慢性特定疾病(法別52)、自立支援医療(更生・育生・精神通院)、難病(法別54)等協会にも問い合わせの多い公費負担医療制度を中心に解説をした。

「公費負担医療等の手引」は各制度のレセプト記載見

本、50音別公費負担医療等適用疾患一覧、意見書・文書料の費用請求方法一覧などオリジナルの資料も充実している。また、明細書記載時の公費の法別番号による優先順位一覧表等も掲載されているのでぜひ活用を、と呼びかけがあった。

その他、長野県で2018年から現物給付化がされている福祉医療費給付事業について別冊資料を配布し解説を行った。



県内4会場に154名が参加した(写真は長野会場)

消費税増税に伴う 医療機関での自費等の取扱い

選定療養(差額ベッド、予約料等)により差額徴収を行う場合は、患者に対する説明と同意、厚生局への料金の報告などが必要となっている。また、療養と直接関係のないサービス等(おむつ代等の日常生活上のサービスにかかる費用、予防接種・検診等)については実費徴収が認められており、これらは消費税の課税対象となっている。

なお、保険外負担については院内掲示が必要であり、金額を変更した場合は、院内掲示の金額も変更する必要がある。選定療養については消費税を含めた総額表示が義務付けられており、院内掲示も総額表示で行う必要がある。

10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、選定療養による差額徴収や保険診療以外の自費分などについて、金額の変更等が生じた場合の取扱いをQ&A形式で紹介する。

消費税増税に伴う厚労省の疑義解釈より(2014.4.4厚労省事務連絡より一部改変)

(問1)消費税率の引き上げに伴い、すでに入院している患者に対して、差額室料やオムツ代の同意書は、改めて

取り直す必要があるか。

(答)徴収額に変更がある場合は、改めて同意書を取り直す必要がある。

(問2)徴収する額が変わることになるが、選定療養費分など各厚生局に報告することとなっている額については、改めて各厚生局への報告が必要となるか。

(答)各厚生局に届け出ている額について変更がある場合は、改めて報告を行う必要がある。

歯科自費関係(2019年9月1日東京歯科保険医新聞より一部転載)

(問1)9月に治療契約を結び、見積書に基づく治療費を10月に受領した。自費の補綴物のセットは10月になったが、消費税は何%か。

(答)10%となります。

【解説】口腔内にセットした日が役務の提供日となります。9月中旬に代金を受領していたとしても、売上に計上するタイミングは口腔内にセットをした日となり、消費税は10%となります。なお、9月中旬に受領した代金はいったん「前受金」、「預り金」等として、会計処理は口腔内にセットした時に「売上高」へ振替えることとなります。

(問2)9月中旬に治療が終了した。患者の都合もあり代金の支払は10月になった。消費税は何%となるか。

(答)8%となります。

【解説】代金の支払いは10月ですが、役務である治療の終了は9月であることから消費税は8%になります。会計上、医院では治療の終了にともない「未収金」、「売掛金」等として売上に計上する必要があります。10月以降、患者から受領した代金は「未収金」、「売掛金」の回収となります。

(問3)9月中旬に矯正治療の契約をして治療が始まった。矯正装置の装着は10月以降となる。消費税はどうなるか。

(答)矯正装置の装着時に全額を受領する場合は10%です。それ以外の方法で受領する場合は、以下の解説に示す日付による消費税率となります。

【解説】国税庁では、矯正装置の装着時に全額を受領しない場合、収入の時期を次のようにしています。

- I. 期間の経過又は役務の提供の程度等に応じて、所定の基本料等を請求し受領することとしている場合には、その期間が経過した日又はその役務の提供を了した日。
- II. 支払日が定められている場合には

その支払日。

III. 支払日が定められていない場合には、その支払を受けた日(請求により支払う場合にはその請求の日)。

IV. 支払日が矯正治療を完了した日後とされているものは、矯正治療を完了した日。

(問4)歯科診療所に関わる軽減税率については、どのようなものがあるか。(答)食品表示法で定める飲食料物が軽減税率の対象となります。

【解説】例えば窓口で販売しているガムなどの飲食料品については8%の軽減税率の対象となります。売上げ(本則課税の場合は仕入れも)を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。10%の税率となる商品(歯ブラシ等)と一緒に販売する場合は領収書にそれぞれの消費税率の記載が必要です。

原稿募集

医療・社会保障全般、時局での論評や意見、学会報告、書評、趣味、写真など幅広く原稿を募集！★原稿等は1面「題字」左の本紙発行元まで各種通信手段で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈。